



ニュース・レター

NEWSLETTER 平成29年3月1日発行

第17号

2017.3

養育費・面会交流支援は「子どもファースト」の視点で

ハンド・イン・ハンドの会 主任研究員 佐藤 俊恵



離婚時に母親
が親権者となり

子どもを引き取る割合が過半数を超えたのは昭和40年(1965)です。この間、女性の社会進出も進み、社会の情勢も家族の形態も変遷しましたが、近年でも子どもの貧困が問題になるなど、ひとり親家庭等が置かれている環境はまだまだ厳しい現実があります。

ハンド・イン・ハンドの会(代表:円より子元参議院議員)の活動は、「ニコニコ離婚講座」を開設した昭和54年(1979)に遡ります。会員は多いときで5,000人、当時から「離婚と子ども」に着目し、養育費と面会交流について数回にわたりアンケートを実施するなど、家族問題研究のフロンティアとして社会に警鐘を鳴らし続けてきました。私たちは、親の離婚に遭遇した子どもの影響を最小限にするには、①一緒に暮らす親の生活が安定していること(母子家庭であれば母親の再就職、夫との財産分与や養育費の話し合い、母親の健康と精神的安定など)、②別れた親と行き来があることが重要であると考えています。しかしながら、この2つの条件を実行することはとても難しいことです。養育費を受け取らない理由として「養育費を貰ったら子どもに会わせなければならなくなるから、養育費を貰おうとは思いません。」と話す母親もいます。しかし、養育費は子供を養育するための費用を監護親と分担して被監護親が支払うべきものであり、監護親は子どものために受け取るべきものです。また、養育費の取り決めと面会交流は混同するべきものではありません。

昨年、新宿区が初めて実施した「ひとり親家庭等アンケート調査」の結果によれば、養育費が支払われているのは全体2割強(定期的17.8%)でした。養育費等について新宿区では区の家庭相談を利用できますが、「相手と関わりたくない」、「相手に支払能力無し」、「相手と連絡が取れない」などの理由で65.9%が「相談したくない・不要」と回答しています。養育費や面会交流の相談・支援の難しさを浮き彫りにした調査結果といえるでしょう。

相談・支援の現場では、経済的な問題だけでなく、夫婦間DVや子どもへの虐待など、困難な相談事例も多くあると思いますが、何よりも子どもの福祉を最優先にした「子どもファースト」の視点が大事です。なぜなら、「子どもの幸福を考えない親はいない。(略)子どもには両方の親から愛情あふれる目で成長を助成してもらえる正当な権利がある。その気持ちを汲んで、父と子(そして母と子)の行き来が自由にできる努力をしたいものだ。それこそが、離婚に巻き込まれた子どもたちの幸福を考える第一歩である。(円より子(1995)『ママの離婚』ちくま文庫)」と私たちは考えているからです。

今夏、ハンド・イン・ハンドの会では、NPO法人あごら(理事長:和田勝)や母と子の支援議員連盟(会長:丹羽雄哉)と協力し、「ひとり親家庭支援プロジェクト~『私たちの声を聞いて! (仮)』作文コンクール~」を企画しています。これも『子どもファースト』の視点からの取組です。



平成28年度全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会の概要

9月29日及び30日、厚生労働省2階大講堂において、全国研修会が開催されました。今年度の養育費相談支援センターの研修は、2日目の午後半日において模擬相談や模擬調停を行ってリーフレット（見開きA3版）にある流れ図について解説を行いました。当センターのスタッフが、相談員、調停委員、当事者などの役を演じて、模擬の離婚調停の進行をたどり、手続きを解説しました。その内容の概要をお伝えします。（厚労省大講堂）

① 【経緯・相談の端緒】



「夫のモラハラによって、4歳の子を連れて3か月前に別居しました。」と語り始めた相談者が区の相談窓口を経て、離婚調停を申し立て、調停離婚に至ったという想定です。

② 【相談員の相談場面】



（離婚前の相談場面）

【相談員】随分我慢を続けてこられたんですね。もう、離婚については決心しているらっしゃるんですね。

【私】はい。夫とはもうやっていけません。

【相談員】そうですか。ただ、子どもさんもまだ小さいし、本当に離婚でいいのかしら。子どもの将来にも大きく影響しますが。

【私】私も悩みました。でも、もう耐えられません。子どものためにもこのままではいけないと思うようになりました。

【相談員】子どものためにも離婚した方がよいと思うようになったということですね。あなたの離婚の気持ちが決まっているとすれば、離婚の際の条件をきちんと決めないといけませんね。子の親権者をどちらにするか、養育費や面会交流についてはどのように考えていらっしゃるの。

（中略）

【相談員】家庭裁判所の調停はいわゆる裁判とは違って、お互いの話をよく聞いてくれて、その上で調整してくれると聞いています。お互いが話し合っ、離婚のときに決めるべきこと、つまり親権、養育費、面会交流、財産分与などですが、それが話し合いでまとまるなら協議離婚でよいの

ですが、その場合でも養育費などは公正証書を作成することがよいと言われています。公正証書は話し合いの結果を公証役場で証書にしてくれるもので、時間もかからず養育費の支払が途絶えた時などは、給料の差押えなど強制執行というんですが、それができます。ただ、公証人は、お互いの言い分が対立した時には調整はしてくれません。対立している場合やあなたのように相手と直接の話し合いは不安という場合には、時間は多少かかるけれども家庭裁判所の調停が良いと聞いていますよ。

【私】調停で決めたことも給料の差押えとかできるんですか。でも、裁判所ってとても難しいイメージがあるんですけど。

【相談員】調停の申立ては、申立書という用紙があり、書き方の見本のようなものがあるから、難しいことはないですよ。費用も収入印紙1200円分と連絡用の切手代で併せて2200円程度です。とりあえず家裁の調停については、手続きに詳しい養育費相談支援センターに確認してみましょう。

【養育費相談支援センターへの電話照会】（略）

【公正証書の解説】

（当センター発行のニューズレター第15号に柄野貞介（からたていすけ）先生の離婚、養育費関連の公正証書と強制執行についての記事が掲載されています。配布資料の小冊子「再訂養育費相談の手引き」の8ページと44ページにも掲載されています。）

③ 【第1回調停場面】



（調停の手続き説明；調停の冒頭や意向の確認などで、必要に応じて双方が同席する場合があります。）

【調停委員】これから調停についての説明をします。初めに、話し合いを行うためのルールをお二人にご理解いただく必要がありますので、一緒に調停室に入ってください。今日は初めての調停ですので、調停制度や進め方について説明します。この説明が終わった後に、申立人、相手方の順に交互に調停室に入ってもらって、個別にお話をお聴きします。

④ 【申立人意見陳述場面】



(手続きの説明の後、申立人と相手方がそれぞれ個別に調停委員と話をします。)

⑤ 【相手方意見陳述場面】



(申立人と相手方の主張は真っ向から対立しました。)

⑥ 【第2回目～第3回目省略、その間の当事者の変化】



(調停は男女ペアの調停委員が進行します。)

【司会】申立人は調停の進行に伴って気持ちの変化がありましたか。

【申立人】調停委員さんは、初めはちょっと怖い感じ

がしたんですが、私だけのためではなく、子どもの将来のために私が何をどう考えるべきなのかという点を繰り返し指摘されて、私自身が落ち着いてこれからのことを考えられるようになった気がします。私が子どものこれからの生活を守らなければと思うようになりました。

【司会】相手方はいかがでしょう。

【相手方】調停では、どんどん家内の主張が強く固まっていったように思います。でも、私はあきらめてはいません。夫婦だけで話をさせてもらいたんですけど……。調停委員からは夫や父親としての役割だと言われて、調停をしている間の家内と子どもの生活費も入れました。勝手に出て行ったのにと不本意な気持ちはありますが、自分としては十分に責任を果たしていると思っています。それなのに、子どもに会わせてもらえないんです。早く子どもにも会いたいです。いつまでも夫婦で争っていると、子どもの成長にも悪い影響があると言われてるんですが……。

【養育費算定表の解説】

当センター発行の「再訂養育費相談の手引き」P11～16に沿って解説を行い、模擬調停の当事者の収入を当てはめて実際の算定を行いました。

⑦ 【評議場面】



(調停委員に裁判官と書記官が加わって評議を行います。)

評議とは、調停委員と裁判官が調停の進行などについて検討することです。調停の進行の見通しや家族の将来像などを様々な視点で検討してゆき、調停では、評議で検討したことを中心に調整を進め、具体的な解決案を模索してゆきます。

【裁判官】相手方が離婚に応じる気持ちになったようですね。

【調停委員】はい。相手方は申立人の頑なな態度に押し切られるような形で同意する気持ちになったようです。

【裁判官】何か理由があったのですか。

【調停委員】現実的な面会交流を早期に求める気持ちになったようです。

【裁判官】親権は申立人として、その上で面会交流を求めるといことですね。

【調停委員】はい。財産分与については、申立人は要求していますが、相手方は支払う気持ちはないようです。ですが、相手方は200万円くらいの貯金があると言っていますので、分与可能な財産だと思います。また、相手方は養育費を支払う代わりに面会交流を月に2回したいと言っています。

【裁判官】分かりました。婚姻生活が短いのでそれほど財産があるようにも思えませんが、貯金が200万円あるのであれば分与してあげたいですね。また、養育費の額についてはどうですか。それと、面会交流を月に2回というのは子の年齢からすると負担はどうでしょうか。

【調停委員】そうですね。養育費の額については申立人は5万円と言っていますが、相手方の給与収入が年約500万円、申立人の収入が今のところ年約50万円程度ですので、算定表からは4万から6万円が目安のようです。具体的な額の調整はこれからですが、概ね5万円が妥当な額かと思えます。面会交流の回数は争点になるかもしれません。

⑧ 【調停成立場面】



(調停委員、裁判官、書記官、申立人、相手方の全員が揃って合意内容を確認します。)

【裁判官】最終的な合意ができましたので、ご一緒に確認したいと思います。

- 1 申立人と相手方は、本日、離婚する。
- 2 当事者間の長女(平成24年●月●日生まれ)の親権者を母である申立人と定める。

以下省略

【家裁における履行勧告の解説】

不履行については、「再訂養育費相談の手引き」P18～22を参照してください。



養育費の強制執行手続きについて、講師から解説を受けました。

小澤講師の強制執行に関する講演内容を紹介します。 養育費不履行の場合の強制執行（給料の差押え）の概要

強制執行（差押え）とは？

○ 強制執行とは、「調停（判決、和解を含む。）や公正証書の取決めを遵守しなかった場合に、債権者の申立てに基づいて、相手方（以下、強制執行の場合には「債務者」という。）に対する請求権を、裁判所が強制的に実現する手続」のこと。したがって、強制執行では、調停とは異なり、原則として、債務者の意見を聴くことはない。

強制執行（債権執行：給料差押）の特徴

- ① 手続は、比較的簡便（裁判所のHPの見本を参照）
- ② 費用は、申立手数料の収入印紙と送付用の郵便切手（通常の場合は、1万円以下）のほかに、原則として、予納金は必要ない。
- ③ 期間は、1か月程度で取立の手続も可能（後記「第三債務者、債権者の手続」参照）。

★ 強制執行（債権執行）の申立てまでの準備

債権執行申立前の準備1（何を差し押さえるか）

- 給料債権の場合……第三債務者（債務者の勤務先※）
※既に退職している場合には差押えできない。

債権執行申立前の準備2（書類を整える）

① 債務名義正本の準備

- 強制執行は、執行文の付与された債務名義（調停調書、審判書等）に基づいて行う。ただし、家庭裁判所が養育費等を取り決めた調停調書等の場合には、執行文は必要ない。
- 調停調書正本は成立した家裁に交付申請する。

② 送達証明書の準備

- 債務名義が調停調書の場合は成立した家裁に申請、公正証書の場合は作成した公証役場に申請する。

③ 商業登記事項証明書の準備

- 第三債務者が法人の場合は、商業登記事項証明書が必要。法務局に申請する。

④ 住所・氏名に変更があった場合の準備

- 転居したり、旧姓に戻った場合など、債務名義（調停調書等）に記載された住所・氏名と異なる場合は、債務名義に記載された住所、氏名と現在の住所、氏名のつながりを明らかにする公文書（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等）の提出が必要となる。

管轄裁判所の確認

- 債務者の住所地を管轄する地方裁判所※に申し立てる。
※管轄裁判所は検索サイト「裁判所 管轄区域」で検索

債権執行申立に要する費用（収入印紙と郵便切手）

- 申立手数料は収入印紙4,000円（債権者・債務者各1名の場合）。第三債務者の数は関係ない。
- 書類送付用の郵便切手3,500円程度（債権者・債務者・第三債務者各1名の場合）。管轄裁判所が定める郵便切手の内訳を確認する。

債権執行申立書の作成

① 申立書表紙

- 表紙には、管轄裁判所、申立日、申立人氏名、押印、電話番号、添付する書類の名称を記載した上で、収入印紙を貼る（申立人は収入印紙に割印はしない。）
- 申立ての実質的な内容である「当事者」「請求債権」「差

押債権」は、別紙とする。

② 当事者目録

- 住所秘匿を希望する場合は、裁判所に相談する。

③ 請求債権目録

- 1 何を根拠にしているのか：債務名義正本
- 2 何を請求するのか：
 - ①（通常の債権執行の場合）
支払期限の到来している分のみ請求できる。
 - ②（養育費等が請求債権の場合）★ 養育費等の特例
養育費等が請求債権の場合は、特例により1回の債権執行申立て、支払期限が到来していない債務名義の取決め（例えば、子供が成年に達する）までの分も請求できる。

④ 差押債権目録

給料債権の差押えを求める債権執行を申し立てる場合には、差押禁止債権について確認する。

①（通常の債権執行の場合）

毎月の給料（基本給及び諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料の法定控除額を差し引いた残額（以下「法定控除額を差し引いた給料残額」という。）の4分の3は差押禁止債権であるので、4分の1について差押えができる。

②（養育費等が請求債権の場合）★ 養育費等の特例

法定控除額を差し引いた給料残額の2分の1に相当する分までを差押えができる。

★ 債権執行申立て後の流れ

裁判所の手続

- ① 裁判所は、債権差押命令を発令する。
- ② 裁判所は、債権差押命令正本を第三債務者（給料債権の場合は債務者の勤務先）に送付する。
- ③ 裁判所は、第三債務者に届いたことを確認した後に、債務者に送付する。

第三債務者、債権者の手続

- 第三債務者に差押命令正本が届くと、第三債務者は、差押えの効力が及ぶ範囲について、債務者への支払いが禁止される。
- 債務者に差押命令正本が届いてから、不服申立期間の1週間が経過すると、債権者は第三債務者から差し押さえた金額を取り立てる権利を取得して、差押債権の支払を求めることができる。
- 債権者は、第三債務者と債務者に差押命令正本が届いた日を、裁判所から送付された送達通知書により知ることができる。
- 債権者が陳述催告の申立てをした場合には、第三債務者から差押債権内容について「陳述書」が返送される（陳述書には、給料の差押えであれば「債務者を雇っているか、給料はいくらか」などが記載される。）。
- 債権者は、陳述書を確認して、取立又は取下げを判断する。
差押債権がある場合は取立をし、第三債務者に連絡し取立を行い、取立届を裁判所に提出する（差押債権の全額を回収したときは、必ず取立完了届を提出する。）。
- 具体的な取立方法については、債権者が差押命令正本及び送達通知書を第三債務者に示して、打ち合わせすることになる。
差押債権がない場合や差押えの必要がなくなったとき（例えば、既に退職しているなど差押債権が存在していなかった場合、債務者から任意弁済を受けた場合など）は、取下書を提出する。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取り組み



尼崎市市制100周年記念碑
“ひと咲き まち咲き あまがさき”

母子父子自立支援員 **中島玲子**

尼崎市 こども青少年事務局 こども家庭支援課

尼崎市は、兵庫県の東南部に位置し、人口は約46万人の中核市です。大正5年に人口約3万人で市制施行以来、平成28年に市制100周年を迎えました。

私が所属するこども家庭支援課は、在宅子育て支援や児童手当・児童扶養手当等の支給、そしてひとり親家庭支援など多岐にわたる事業を所管していますが、その中で母子・父子自立支援員として相談を受ける件数は年間3千件近くになります。その中で最も多いのが離婚の相談です。ひとり親家庭が直面している問題は年々多岐にわたり、解決まで困難なケースも増えています。

離婚5年後の母親からの相談ケースで、思春期となった子どもが「勝手に出て行って、子どもを捨てるような父親はいらん。」と言って家庭内で暴れるようになったとの悩みでした。父親からの養育費は毎月必ず入金されていたので、私は、父親が決して子どものことを忘れていない証に通帳を子どもに見せてはどうかと助言したことがありました。母親は子どもを信じて助言を受け入れ、通帳を見せたところ、「親父は俺のこと、忘れてなかったんや。」と感動し、次の日から洗濯物を取り込んでくれたり、ご飯を炊いてくれたりするようになったと母親が涙ながらに話してくれました。子ども自身が『愛されていること』を実感することが一番大切だと思ったケースでした。その後、子どもが「父親にお礼が言いたい。」と言い、今は面会交流もうまくいっているようです。私は、この職につ

いて本当によかったと実感できたケースでした。

私が考える自立支援員というのは、相談者と『とき』を共有し、寄り添い、『傾聴』し、情報提供等を行うことにより子どもの最善の利益を実現化するための支援ができる職だと思っています。

平成17年に母子自立支援員として採用され、数多くの経験を重ねてきましたが、同じケースは一つもありません。私自身のスキルアップが一番大切だと思っています。

また、本市では弁護士による年3回の法律相談や電話相談を実施していますが、私自身のスーパーバイザーとしても、知識・技術面のみならず、精神的にも支えてもらっています。そのことが相談者へのきめ細かい支援にもつながっています。

私が支援員になった頃は、自分自身の心身の安定の確保がとても大変でした。それを解決するために、阪神間の支援員が集まり、月一回の勉強会をしたり、養育費相談支援センターからの確かな助言をもらい、また励ましていただいたりして、『私はひとりじゃない』という思いを持たれたからこそ、相談者の気持ちも理解できるようになりました。

これからも、相談者が自立し、自ら解決のカギを握ってくれるまで寄り添うことを目標にし、「尼崎のお母さん」と呼ばれ続けられるよう、初心を忘れず、心身ともにスキルアップし、充実した支援ができるように頑張りたいと思っています。



子ども家庭支援課内は、活き活きとして明るい職場でした！



中島さんは12年目を迎えるベテラン支援員さん。職員の方達の頼れるお姉さんです。

お知らせ

【重要】平成29年度地域研修会のメール登録について

本年度も、無事全国8か所での地域研修会を終え、参加された皆さまからのアンケートを基に、来年度の研修の在り方などについて、検討しています。

研修のご案内については、各県・政令指定都市・中核市のご担当者様宛に、郵便とメールでお送りし、ご担当者様から市町村のご担当者様へ、また母子寡婦連等の皆さまにお送りしていましたが、29年度からは、こちらからメールのご案内のみにさせていただきます。

※28年度中に当センターから登録確認メールをお送りした方を除き、当センターからのメールが確実にチェックできる機関（もしくは個人）のメールアドレスを登録して下さい。

ご登録は、平成29年4月28日（金）までに当センターへ、下記の内容をメールでいただきますようお願い致します。

- | | |
|--------|---|
| メール送信先 | info@youikuhi.or.jp |
| 件名 | 【平成29年度地域研修会メール登録】 |
| 本文 | 1.郵便番号とご住所（都道府県からお願いします）
2.自治体名
3.職名
4.ご担当者様名
5.連絡先電話番号（市外局番からお願いします） |

◎ 明石市で面会交流コーディネートの開始

平成28年9月から、兵庫県明石市は、面会交流のための仲介を行う「面会交流コーディネート」を自治体としては初めて試験導入しました。同市ではこれまで、離婚した子どもの面会交流を支援するために、「子どもと親の交流ノート」（養育手帳）を配布したり、面会の際に市立天文科学館を利用する場合、入館料を無料にするなどしてきましたが、さらに面会の実施希望者を支援しようと、試験導入を決めました。次号にはその実情や明石市の取組の概要を報告する予定です。



「食のまち明石」マスコットキャラクター ババたこ

編集後記

- ★巻頭言は、民間の離婚相談の草分けであるハンド・イン・ハンドの佐藤俊恵さんから「子どもファースト」の視点を提言していただきました。平成24年4月から協議離婚届に養育費・面会交流の取決めが義務付けられましたが、取決率は微増にとどまっています。日々雑感で各地を訪問するたびに、最前線でご活躍の支援員さんにエネルギーをいただき、各種研修・セミナーなど相談支援のより一層の充実に向けて努めていきたいと心新たにしています。（原）
- ★自分の意見に賛同しない人は敵とみなし、マスコミを嘘つき呼ばわりして自身はフェイスブックで自己主張し、差別と分断の激しい社会を作り出すリーダーは、子どもたちをどのように導くのでしょうか。年年歳歳寒さに耐えて可憐に咲き始めた梅花の薫りに幸せを見出す子どもが育つでしょうか。全国回らせていただき、大変楽しく、地元的美酒・グルメに酔わせていただきました。（山）
- ★2月3日に関東地域研修会が終わり平成28年度の8地域の研修が全て終了いたしました。研修が始まると研修準備に追われる日々ですが、各地の分科会等で支援員さんと一緒に勉強させていただくことは、毎回多くの刺激や気づきがあり大変為になります。来年度も皆様とお会いできるのを楽しみにしています。（えび）
- ★尼崎市市制100周年「100周年 知れば知るほど“あまがすき”♥」のテーマは、“尼崎のまち、歴史、人物などありとあらゆるものを知ることで、わが街尼崎がどんどん好きになっていく100周年である”とのメッセージが込められています（尼崎市HPから引用）。“知る”ことから“伝え”そして“つながる”ことの大切さを改めて感じました。（高）

養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03(3980)4108 FAX 03(6411)0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp